

# 総社市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針

平成28年12月26日策定

## 1 特定個人情報等の保護に関する考え方

市では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び「総社市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」（平成27年総社市条例第34号。以下「番号利用条例」という。）に定められた事務に限り、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う。

番号法においては、特定個人情報等の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めていることから、職員等に遵守させる等の措置を講じ、特定個人情報等の適正な取り扱いを確保する。

## 2 特定個人情報等の保護方針

市では、特定個人情報等を取り扱う全ての事務において、次のとおり適正に特定個人情報等を取り扱う。

（法令遵守）

（1）特定個人情報等の適正な取扱いに関する法令等（※）を遵守する。

※「法令等」には、次のものを含む。

①番号法

②番号利用条例

③総社市個人情報保護条例（平成17年総社市条例第13号）

④特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）

⑤総社市情報セキュリティポリシー

（安全管理措置）

（2）特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講じる。

（適正な収集・保管・利用・廃棄、目的外利用の禁止）

（3）特定個人情報等は、番号法及び番号利用条例に定められた事務のうち、利用目的の達成に必要な範囲に限り、適正に利用、収集・保管及び提供するとともに、不要となった特定個人情報等は速やかに廃棄する。また、目的外利用を防止するための措置を講じる。

(委託・再委託)

- (4) 特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合，委託先（再委託先を含む。）において，番号法に基づき市自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

(継続的改善)

- (5) 市における特定個人情報の適正な取り扱いについて，継続的に見直しを行い，安全管理措置の改善に努める。